

総合福祉センター新型コロナウィルス感染拡大予防ガイドライン

全般的な事項

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 適時に窓・ドアを開放し、外気の取入れを行う。
- 30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で必要換気量を確保する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 各部屋の入場者の制限などにより混雑度を管理する。
- ◎ 各部屋の利用人数

3階	食堂	10名以内
	研修室	8名以内
6階	大ホール	30名以内

- 滞在時間の制限を2時間程度とする。

③ 人ととの距離の確保（「密接」の回避）

- 最低1mの対人距離を確保する。
- 近距離での会話や発声を避ける。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも周知する。

⑤ 手洗い・手指消毒

□ 従業員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する。

- ・各階の入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す
- ・従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する

⑥ 体調チェック

□ 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。

発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。

□ 入場者に対して、発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者へ、簡易温度計にて体調確認を行う。その際、37.5°C以上（基礎体温より高く不安）ある方は利用を控えていただく。

⑦ トイレの衛生管理

□ 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。

□ トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

□ ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

□ 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。

□ 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

⑨ 清掃・消毒

□ 他人と共に用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

□ 団体が帰った後は、エレベーター・トイレ、部屋の共用部の消毒を行う。

- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑩ その他

- 施設の利用は、市民の方に限らせてもらう。
- 施設を利用する団体等の代表者は、退館前に事務室に声掛けしてもらうようお願いする。
- 水筒、ペットボトルなど口をつけた飲料や忘れ物に気を付けてもらう。
- 利用終了後 2 週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してもらう。

当日の利用受付時の対応

- 利用者がマスクを準備しているか確認する。
- 受付窓口には、手指消毒薬を設置する。また、利用者に手並びに指の消毒を促す。
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。また、簡易温度計にて体調確認を行い、37.5℃以上（基礎体温より高く不安）ある方は利用を控えていただく。
- 各階（5階を除く）の利用団体の代表者へ、利用者名簿の提出をお願いする。また、5階入浴利用者には必ず住所・氏名・連絡先の記帳をお願いする。（万が一感染が発生した場合に対応させていただきます。）
- 利用者へ下記の確認を行い、該当する方は利用を控えてもらう。
 - ・過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
 - ・感染拡大している国や地域への訪問歴が 14 日以内にある方

他の対応

- ・5階老人福祉センターの、大広間及び休憩室、カラオケ等設備は当面の間、利用できないものとする。

利用者が遵守すべき事項

- ・別添利用者チェックリストをお願いする。